

利用料金のご案内

(令和7年4月から)

入居時に必要な料金

【入居時保証金】

220,000円

毎月必要な料金

① ケアハウス利用料

(単位:円)

階層	対象収入(注1、注2)による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	暖房加算	合計
1	1,500,000円以下	10,000	48,760	11,922	2,150	72,832
2	1,500,001~1,600,000円	13,000				75,832
3	1,600,001~1,700,000円	16,000				78,832
4	1,700,001~1,800,000円	19,000				81,832
5	1,800,001~1,900,000円	22,000				84,832
6	1,900,001~2,000,000円	25,000				87,832
7~	2,000,001円以上	26,150				88,982

※暖房加算は11月-3月のみ徴収します

② 各居室で使用された電気・水道料金

(電気・水道は各居室ごとにメーターが付いています)

③ 介護報酬自己負担分:1月(31日)あたり

(単位:円)

負担割合	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1割	7,383	11,993	20,500	22,876	25,358	27,663	30,109
2割	14,766	23,985	41,000	45,752	50,716	55,325	60,218
3割	22,150	35,978	61,501	68,628	76,074	82,988	90,328

※ 小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

例) 年収150万円以下で要介護度1、負担割合が1割の方の場合、1ヶ月の料金は

ケアハウス利用料①より … 72,832円

介護報酬自己負担分②より … 20,500円

合計 93,332円+電気・水道料金

注1) ケアハウス利用料①の表における「対象収入」とは、前年の収入から所得税・住民税等の租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

注2) ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の対象収入を合算し、2分の1にした金額をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下の場合、ご夫婦のそれぞれのサービスの提供に要する費用は30%減額した7,000円となります。

ケアハウス一晃特定施設 利用料金一覧表

R7.4月～

○介護予防特定施設入居者生活介護費：1月（31日）あたり

		要支援1	要支援2
①	基本単位数	183 単位/日	313 単位/日
②	サービス提供体制加算（Ⅰ）	22 単位/日	
③	科学的介護推進体制加算	40 単位/月	
④	協力医療機関連携加算	50 単位/月	
⑤	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 単位/月	
⑥	介護処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位×12.8%	
1ヶ月（31日計算）合計		7,281 単位	11,827 単位
介護保険自己負担分(1割)		7,383 円	11,993 円
介護保険自己負担分(2割)		14,766 円	23,985 円
介護保険自己負担分(3割)		22,150 円	35,978 円

○特定施設入居者生活介護費：1月（31日）あたり

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本単位数	542 単位	609 単位	679 単位	744 単位	813 単位
②	サービス提供体制加算（Ⅰ）	22 単位/日				
③	科学的介護推進体制加算	40 単位/月				
④	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50 単位/月				
⑤	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 単位/月				
⑥	夜間看護体制加算(Ⅱ)	9 単位/日				
⑦	ADL維持等加算(Ⅱ)	60 単位/月				
⑧	介護処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位×12.8%				
1ヶ月（31日計算）合計		20,217 単位	22,560 単位	25,560 単位	27,281 単位	29,693 単位
介護保険自己負担分(1割)		20,500 円	22,876 円	25,358 円	27,663 円	30,109 円
介護保険自己負担分(2割)		41,000 円	45,752 円	50,716 円	55,325 円	60,218 円
介護保険自己負担分(3割)		61,501 円	68,628 円	76,074 円	82,988 円	90,328 円

注1：該当者のみ加算されるものとして、口腔・栄養スクリーニング加算(20 単位/回)、退院・退所連携加算(30 単位/日)、退去時情報提供加算(250 単位/回)があります。

注2：看取り介護を実施した場合、死亡日以前31日以上45日以下(72 単位/日)、死亡日以前4日以上30日以下(144 単位/日)、死亡日以前2日以上3日以下(680 単位/日)、死亡日(1280 単位/日)を算定させていただきます

※豊川市は地域区分が「7級地」であるため、1単位は10.14円です。